

第 8 章 簡易タンク貯蔵所の基準（危政令第 14 条）

第 1 簡易タンク貯蔵所の区分

- 1 都市計画区域内においては，簡易タンク貯蔵所以外の方法により貯蔵するよう指導するものとする。
- 2 貯蔵所又は取扱所の判断基準

取扱行為	施設区分	1 日の取扱量が指定数量未満の場合の施設区分
給油のみを行う	給油取扱所	簡易タンク貯蔵所
給油以外の取扱いを行う （例：容器への詰替え，移動タンク貯蔵所への充てん等）	一般取扱所	簡易タンク貯蔵所
給油・給油以外の取扱いの併用	給油取扱所	給油取扱所 （個々の取扱量がそれぞれ指定数量未満である場合も，また，1 日におけるすべての取扱量の合計が指定数量未満である場合も，簡易貯蔵タンクの容量を取扱量として取り扱うものとする。）

（注）簡易タンク貯蔵所に設けられた固定給油設備で自動車等の燃料タンクに給油する行為又は容器に危険物を詰替える行為は貯蔵に伴う取扱いとして認められるものである。
（S37 予 44）

第2 簡易タンク貯蔵所の位置，構造及び設備の技術上の基準

1 簡易タンク貯蔵所の数（第2号）

「同一品質の危険物」には，法別表第1の品名が同じであっても品質の異なるものは含まれないこと。

2 標識及び掲示板（第3号）（危省令第17条第1項，第18条第1項）

標識及び掲示板は，外部から見やすい箇所に設けること。

3 設置方法等（第4号）

(1) 簡易貯蔵タンクは，一般に移動可能な車を有しており，火災その他の緊急時には移動できるものとする。したがって，「固定」とは，コンクリート等移動が不可能な固定をいうものではなく，車止め又はくさり等による固定をいうものであること。

(2) 簡易貯蔵タンクを屋外に設置する場合，危険物を貯蔵し，又は取り扱う空地は，危政令第17条第1項第2号及び第3号の規定の例によるよう指導すること。

(3) 簡易貯蔵タンクを専用室内に設置するときは，当該タンクと専用室の屋根及びはりとの間に，点検整備のための空間として，0.5 m以上の間隔を保つよう指導すること。

4 通気管（第8号）（危省令第20条第4項）

通気管の先端の高さが1.5 m未満のものは，設置場所にコンクリート等の架台を設け，通気管の先端を簡易貯蔵タンクの周囲の地盤面より1.5 m以上としても差し支えないこと。